

課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書（第6号様式別表1） 記載の手引
 （平成18年4月改正）

1 この計算書の用途等

この計算書は、連結法人及び連結法人であった法人が記載し、第6号様式の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1	「※処理事項」
2	金額の単位区分（けた）のある欄
	単位区分に従って正確に記載してください。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。
3	「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」
	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める個別帰属額等を記載した書類又は法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人</p> <p>ア. 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」（以下「個別帰属額届出書（普通法人分）」といいます。）を提出する法人 個別帰属額届出書（普通法人分）の10の欄の金額（ただし、租税特別措置法第68条の9第10項の規定により加算された金額（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除きます。）の個別帰属額がある場合には、当該個別帰属額を控除し、この①の欄の上段の（ ）内に記載された金額（個別帰属リース特別控除取戻税額等）がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。以下イ. 及びウ. においても同じです。）</p> <p>イ. 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が協同組合等である連結法人の分」（以下「個別帰属額届出書（協同組合等分）」といいます。）を提出する法人 個別帰属額届出書（協同組合等分）の12の欄の金額</p> <p>ウ. 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」（以下「個別帰属額届出書（特定医療法人分）」といいます。）を提出する法人 個別帰属額届出書（特定医療法人分）の8の欄の金額</p> <p>なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額に係る個別帰属額（個別帰属額届出書（普通法人分）の10の欄の上段に外書として記載された金額、個別帰属額届出書（協同組合等分）の12の欄の上段に外書として記載された金額又は個別帰属額届出書（特定医療法人分）の8の欄の上段に外書として記載された金額）、個別リース特別控除取戻税額（個別帰属額届出書（普通法人分）の5の欄、個別帰属額届出書（協同組合等分）の9の欄又は個別帰属額届出書（特定医療法人分）の5の欄の金額。ただし、租税特別措置法第68条の9第10項の規定により加算された金額（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除きます。）の個別帰属額がある場合には、当該個別帰属額を除きます。）及び個別土地譲渡利益金額に対する法人税額（個別帰属額届出書（普通法人分）の7の欄、個別帰属額届出書（協同組合等分）の11の欄又は個別帰属額届出書（特定医療法人分）の7の欄の金額）の合計額（これらの金額がない場合は零）を記載します。</p> <p>(2) 連結申告法人以外の法人</p> <p>ア. 別表1(1)を提出する法人 別表1(1)の10の欄の金額（ただし、租税特別措置法第42条の4第10項（第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除きます。）の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除し、この①の欄の上段の（ ）内に記載された金額（リース特別控除取戻税額等）がある場合には、当該金額を加算した合計額を記載します。以下イ. 及びウ. においても同じです。）</p> <p>イ. 別表1(2)を提出する法人 別表1(2)の13の欄の金額</p> <p>ウ. 別表1(3)を提出する法人 別表1(3)の8の欄の金額</p> <p>なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1(1)の10の欄の上段に外書として記載された金額、別表1(2)の13の欄の上段に外書として記載された金額又は別表1(3)の8の欄の上段に外書として記載された金額）、リース特別控除取戻税額（別表1(1)の5の欄、別表1(2)の10の欄又は別表1(3)の5の欄の金額。ただし、租税特別措置法第42条の4第10項（第1号のうち同法第68条の9第6項に規定する試験研究費に係る部分及び第4号に係る部分を除きます。）の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1(1)の7の欄、別表1(2)の12の欄又は別表1(3)の7の欄の金額）の合計額を記載します。</p>
4	「試験研究費の額若しくは教育訓練費の増加額等に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額若しくは教育訓練費の増加額等に係る法人税額の特別控除額②」
	<p>(1) 連結申告法人以外の法人にあっては、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>ア. 租税特別措置法第42条の4第1項（試験研究費の総額等に係る税額控除）、第2項（特別試験研究費に係る税額控除）及び第3項（繰越税額控除限度超過額に係る税額控除）の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書（別表6(6)）の22の欄の金額</p> <p>イ. 租税特別措置法第42条の4第6項（中小企業者等の試験研究費に係る税額控除）又は第7項（繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除）の規定の適用を受ける法人 零</p> <p>ウ. 租税特別措置法第42条の12第1項（教育訓練費の増加額に係る税額控除）の規定の適用を受ける法人（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(25)）の7の欄の金額</p> <p>エ. 租税特別措置法第42条の12第1項（教育訓練費の増加額に係る税額控除）の規定の適用を受ける法人（中小企業者等に限りません。）及び第2項（中小企業者等の教育訓練費に係る税額控除）の規定の適用を受ける法人 零</p>

欄	記載のしかた
	<p>(2) 連結申告法人にあっては、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>ア. 租税特別措置法第68条の9第1項（試験研究費の総額等に係る税額控除）、第2項（特別試験研究費に係る税額控除）及び第3項（連結繰越税額控除限度超過額に係る税額控除）の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書（別表6の2(3)付表2）の10の欄、14の欄及び42の欄の金額の合計額</p> <p>イ. 租税特別措置法第68条の9第6項（中小連結親法人等※の試験研究費に係る税額控除）又は第7項（繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る税額控除）の規定の適用を受ける法人 零</p> <p>ウ. 租税特別措置法第68条の15の2第1項（教育訓練費の増加額に係る税額控除）の規定の適用を受ける法人（中小連結親法人等※を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(12)）の17の欄の金額</p> <p>エ. 租税特別措置法第68条の15の2第1項（教育訓練費の増加額に係る税額控除）の規定の適用を受ける法人（中小連結親法人等※に限ります。）及び第2項（中小連結親法人等※の教育訓練費に係る税額控除）の規定の適用を受ける法人 零</p> <p>※ 中小連結親法人等とは 租税特別措置法第68条の9第6項に規定する中小連結親法人又は当該中小連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人をいいます。</p>
5	「みなし配当の25%相当額の控除額③」
	<p>次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれに定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 別表1(1)を提出する法人 別表1(1)の42の欄の金額のうちみなし配当の25%に相当する金額</p> <p>(2) 別表1(2)を提出する法人 別表2(2)の34の欄の金額</p> <p>(3) 別表1(3)を提出する法人 別表3(3)の31の欄の金額のうちみなし配当の25%に相当する金額</p>
6	「差引個別帰属法人税額（(①+②-③)と(①の括弧書)のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（(①+②-③)④）」
	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人 ①+②-③の金額と①の欄の上段の（ ）内の金額のうちいずれか多い金額</p> <p>(2) 連結申告法人以外の法人 ①+②-③の金額</p> <p>この場合において、その金額が赤字額となる場合は零を記載します。</p>
7	「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑤」
	第6号様式別表2の⑤の計欄の金額及び第6号様式別表2の2の④の計欄の金額の合計額を記載します。
8	「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑥」
	第6号様式別表2の3の⑤の計欄の金額を記載します。
9	「退職年金等積立金に係る法人税額⑦」
	法人税の申告書（別表20）の12の欄の金額を記載します。
10	「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額④-⑤-⑥+⑦⑧」
	<p>この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p> <p>⑧の金額を、「法人都民税・事業税の確定申告書」（第6号様式）の⑥の欄に移記してください。また、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人は、「課税標準の分割に関する明細書」（第10号様式）の⑧の欄に移記してください。</p>
11	「当期に発生した控除対象個別帰属税額（①の括弧書）-（①+②-③）⑨」
	<p>(1) ①の欄の上段の（ ）内の金額から①+②-③の金額を差し引いた金額を記載します。①+②-③の金額が赤字額であっても、そのまま赤字額として計算します。</p> <p>（①の括弧書-（①+②-③））の金額が赤字額になる場合は記載しないでください。</p> <p>(2) この欄の金額は、第6号様式別表2の2の「当期分」の欄の①の欄に転記してください。</p>
12	「法人税における連結納税の承認の有無⑩」
	連結法人に該当する場合は「有（連結法人）」を、その他の法人は「無（連結法人以外の法人）」を○印で囲んでください。
13	「連結親法人・子法人の区分⑪」
	<p>⑩の欄において「有（連結法人）」を○印で囲んだ法人が記載してください。</p> <p>連結親法人にあっては「連結親法人」を、連結子法人にあっては「連結子法人」を○印で囲んでください。</p>
14	「連結親法人の区分⑫」
	<p>⑩の欄において「有（連結法人）」を○印で囲んだ法人が記載してください。</p> <p>⑪の欄において「連結親法人」を○印で囲んだ法人は自らの区分を、「連結子法人」を○印で囲んだ法人は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の区分を○印で囲んでください。</p>
15	「連結子法人の区分⑬」
	<p>⑪の欄において「連結子法人」を○印で囲んだ法人が記載してください。</p> <p>法人税法第81条の9第2項第2号に規定する株式移転に係る完全子会社であった連結子法人にあっては「完全子会社」を、その他の連結子法人にあっては「非完全子会社」を○印で囲んでください。</p>
16	「法人税の申告区分⑭」
	<p>⑩の欄において「有（連結法人）」を○印で囲んだ法人が記載してください。</p> <p>連結申告法人にあっては「連結申告」を、その他の法人にあっては「単体申告」を○印で囲んでください。</p>